

学会寄付の しおり

学会寄付に関するガイドライン

1. ステートメント
2. 行動指針
3. 行動基準

医学会への学会寄付に関する要望

日本医療機器産業連合会(医機連)
企業倫理委員会

1. ステートメント

医機連は、医学会（以下学会という）の協力・指導の基に、「倫理綱領」に規定している高品質で費用対効果に優れた技術を生み出し、より安全で有用性の高い医療機器の開発・製造に取り組み、「国民により良い医療を提供する」という社会的使命の一端を担うものとしての責務を果たすべく努力を続けてきている。

その一環として、学会における医学・医療の進歩・発展のための研究・研修に対して、支援・協力を行っているところである。

この度、医機連では、学会開催に係わる従来からの寄付金の拠出に関して、寄付に関するガイドライン（以下、ガイドライン）を定め、学術性・透明性・公益性・妥当性等を従来以上に明確にし、医療機器業公正取引協議会の公正競争規約（「寄付に関する基準」）と合わせて対応することで、学会・医療機器業界双方の社会的評価を向上させるとともに、拠出した寄付金が、一層有効に活用されることで、医学・医療のさらなる進歩、発展に貢献出来るよう切望する。

2. 行動指針

会員企業は、学会寄付を行うに際しては以下のとおり行動するものとする。

- 1) 会員企業が学会に拠出する寄付は、医療機器産業の基盤を担う科学技術の振興を通して人々の健康福祉の向上を図ることを目的として行う社会貢献活動の一環である。従って、学会関係者が所属する医療機関における自社製品の選択や購入等を期待して寄付を行うものではない。
- 2) 会員企業は、学会へ拠出する寄付が上記の目的に合致して適正に使用されるように学会関係者に要請するものとする。
- 3) 会員企業は、募金者である学会関係者に事業計画書及び収支予算書を含む募金趣意書の提示を求めるとともに、透明性と妥当性の観点から、事業終了後には事業報告書及び収支決算書の開示を求める等必要な要請を行うものとする。

3. 行動基準

- 1) 学会開催運営に要する費用は、主催者学会及び参加者（会員）が主体となって負担戴くようお願いするものとする。我々事業者はそれを支援する立場にある。
- 2) 募金趣意書は、学会の開催態様が明らかになるよう事業計画書及び積算した内訳を含む収支予算書の提示をお願いするものとする。
- 3) 学会開催中に配布されるプログラムや抄録等に学会開催費用の一部を拠出した企業名の記載を透明性の観点からお願いするものとする。
- 4) 学会事業終了後6ヶ月以内に事業報告書及び決算報告書の開示をお願いするものとする。決算報告書は、予算書と対比して作成するものとし、予算額と決算額に大幅な乖離が生じた事項については、その理由の記載をお願いするものとする。

- 5) 募金活動の対象は、医療機器業界に限定することなく幅広く実施して下さいようお願いするものとする。
- 6) 募金に当たっては、事業実施に先立って十分な時間的余裕を持って募金趣意書の提示をお願いするものとする。
- 7) 学会開催に伴う懇親会費等の提供などは、主催者学会で負担戴き、寄付金は、医学・医療の進歩・発展のための研究・研修など学会本来の目的に合致した活動のために使用して戴くようお願いするものとする。
- 8) 学会の会期中またはその前後の日程で実施される学会共催のセミナー等は、学会とは関連なく実施されることが明らかなものを除き、その収支を学会予算書へ計上されることをお願いするものとする。
- 9) 決算の結果、余剰金が生じた場合には、その用途を明記して戴くようお願いするものとする。

医学会への学会寄付に関する要望

医機連は、学術性・透明性・公益性・妥当性等を従来以上に明確にし、医療機器業公正取引協議会の公正競争規約（「寄付に関する基準」）と合わせて対応することで、学会・医療機器業界双方の社会的評価を向上させるとともに、拠出した寄付金が一層有効に活用されるよう、ガイドラインの内容を要望に置きかえ、「学会開催における医学会へのお願い」文書として要望致します。

学会寄付に関しては医機連のガイドラインと医療機器業公正取引協議会の公正競争規約（「寄付に関する基準」）を参照の上、取り組まれるようお願いいたします。

日本医療機器産業連合会（医機連）
企業倫理委員会

〒162-0822

東京都新宿区下宮比町3番2号
（飯田橋スクエアビル8階）

電話：03-5225-6234

FAX：03-3260-9092

<http://www.jfmda.gr.jp>